山口県労働保険指導協会だより

令和5年秋号



〒753-0075 山口市中園町4-26

山口県労働保険指導協会

2 083-902-2365

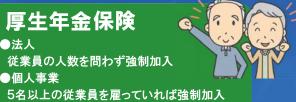
社会保険に加入しましょう





労災保険

1人でも従業員を雇っていれば 加入義務あり(強制)。当会の事業所様は、 ご加入済みです。ただし、経営者の方のご 加入は、別途申し込みが必要です(任意)。 セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



雇用保険

雇用保険料が 令和5年4月 4ページ参照

に変更されました。

31 日以上引き続き雇用が 見込まれ、

1週間の所定労働時間が

20 時間以上の従業員(パート・アルバイト等を含む) を1人でも雇っていれば加入義務があります。

健康保険

業種は任意加入)

●法人 従業員の人数を問わず強制加入

(飲食業、理容業、等の一部の

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、等の一部の 業種は任意加入)



健康保険・厚生年金保険の

加入対象が段階的に広がります

CK/ 令和5年4月~

定時間外労働が<mark>月が時間</mark>を超えた場合には 割増賃金率が<mark>50%以上</mark>になりました

詳しくは2ページ

詳しくは当会まで

083-902-2365





今月の深堀り知識

割増賃金の計算の基礎となる賃金 Q 月給制の場合、どのように 割増賃金の計算をするのですか?

関連記事: 「時間外労働の割増賃金率50%以上」→2ページ 「正社員とパートの賃金格差の合理性」

→7ページ下の時間外手当

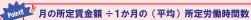
割増賃金額の計算方法

1時間あたりの 賃金額*

時間外労働、休日労働、 または深夜労働

> 割増賃余率

1時間あたりの賃金額は、月額制の場合、 次のように計算します。



「月の所定賃金額」から、次の①から⑦の賃金について は除外することができます。7項目以外の賃金は全て算入 しなくてはなりません。

- ①家族手当 (扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に 応じて支給するもの)
- ②通勤手当 (通勤に要する費用に応じて支給するもの)
- ③則星手当
- ④子女教育手当

⑤住宅手当(住宅に要する費用に定率を乗じて支給す るもの)

⑥臨時に支払われる賃金

⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

ただし①②⑤について、実際には家族の人数や費用 等に関係なく―律に支給している手当は、割増賃金の 計算の基礎に含めることとされています。

原則、毎日の時間外労働、深夜労働、休日労 働は分単位で正確に計上しましょう。 1 か月の

各総時間数に1時間未満の端数がある場合、30分未満を 切り捨て、30分以上を1時間に切り上げ可能です。30分 以上は切り捨てできませんので要注意です。

編集と発行 山口県労働保険指導協会

〒753-0075 山口県山口市中園町4-26 電話:083-902-2365 FAX:083-902-2364